

基本契約書
(訪問看護)
(介護予防訪問看護)

訪問看護重要事項説明書
予防訪問看護重要事項説明書

訪問看護契約書

利用者 様（以下「甲」という）と事業者 株式会社 Risicare
（以下「乙」という）は「てらす訪問看護ステーション」の利用について次のとおり契約を
結ぶこととする

(目的)

第1条

- 1 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるよう、甲の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護（介護予防訪問看護）を提供する。
 - 2 乙は、訪問看護（介護予防訪問看護）の提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保健証に記載された認定審査会の意見に従うものとする。

(契約期間)

第2条

- 1 お客様のサービスが介護給付の場合の契約期間は次の通りです。
 - ① この契約の有効期間は、令和 年 月 日から始まり、お客様の要支援・要介護認定の有効期間終了までとする。

ただし、契約期間の満了日以前に、お客様が要支援・要介護状態区分の変更の認定を受け、認定の有効期限の満了日が更新された場合、または更新認定を受けた場合は、更新後の要介護・要介護認定の有効期限が満了する日までとします。
 - ② 上記の契約期間満了日の 7 日前までに、お客様から事業者に対して文章により契約解除の申し出がない場合、契約は更新されるものとします。
 - ③ 要支援・要介護認定で非該当となった場合、引き続き医療保険での指定訪問看護を利用する場合は継続されます。
 - 2 お客様のサービスが医療給付の場合契約期間は次の通りです。

本契約の有効期間は、契約締結日からお客様からの契約終了の申し出があるまでの期間とします。

(訪問看護計画の作成・変更)

第3条

- 1 乙は、主治医の指示、甲の日常生及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。

- ① 訪問看護計画には、療養上の目的や目標達成のための具体的なサービス内容に沿って作成する。
- ② 乙は次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護（介護予防訪問看護）の目的に従い、計画の変更を行うこととする。
 - (1) 甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合
 - (2) 甲が訪問看護（介護予防訪問看護）の内容や提供方法等の変更を希望する場合

（主治医との関係）

第4条

- 1 乙は、訪問看護（介護予防訪問看護）の提供を開始する際は、主治医に指示を文章で受けることとする。
- 2 乙は、主治医に訪問看護計画書及報告書を提出し、主治医との親密な連携を図ることとする。

（緊急時の対応）

第5条

乙は、訪問看護（介護予防訪問看護）の提供を行っているなかで甲に容態の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じなければならない。

（訪問看護の利用料）

第6条

- 1 甲は、訪問看護サービスの対価として、【料金表別紙】に定める料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者に支払いを行います。
- 2 乙は甲が正当な理由もなく訪問看護（介護予防訪問看護）の利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、別紙訪問看護重要事項説明書（介護予防訪問看護重要事項説明書）に記載したキャンセル料の支払いを求めることとする。

（利用者負担額の滞納）

第7条

- 1 甲が正当な理由なく利用者負担額を2か月以上滞納した場合は、乙は、30日以上期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除することができる
- 2 乙は、前項の規定による解除に至るまでは、滞納を理由として訪問看護（介護予防護）の提供を拒むことはできないとする。

(秘密保持)

第8条

- 1 乙は、正当な理由がない限り、その業務上で知りえた甲及びその後継人又は家族の秘密を漏らしてはいけない
- 2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後継人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的を説明し同意を得なければ、使用することができないものとする。

(甲の解除権)

第9条

- 1 甲は、7日間以上予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができるものとする。ただし、甲の病変・緊急入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも、この契約の解除ができます。
 - ・乙が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - ・乙が守秘義務に反した場合
 - ・乙が甲やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・乙が破産した場合

(乙の解除権)

第10条

- 1 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れもかかわらず、改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができるものとする。
- 2 甲またはその家族などが、乙やサービス提供者に対して、この契約を継続し難いほど迷惑行為・ハラスメント・モラルハラスメントを行った場合

(契約の終了)

第11条

- 1 次の事項に該当した場合は、この契約は終了するものとする。
 - ① 甲から契約解約の意思表示がなされたとき。
 - ② 乙から契約解除の意思表示がなされたとき。
 - ③ 甲が、介護保険施設や医療施設等への入所又は入院等をしたとき。
 - ④ 甲が死亡した時。

(損害賠償)

第12条

- 1 乙は、訪問看護（介護予防訪問看護）の提供にあたって、事故が発生した場合に
みやかに甲の家族及び後継人に連絡を行うとともに、必要な 介護措置を講じなければならない。
- 2 前項において、事故により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償することとする。ただし、乙に故意・過失がない場合
この限りではないものとする。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき重過失がある場合は、損害賠償の額を減額
するものとする。

第13条

苦情申し立て窓口

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室内苦情相談係
(052) -971-4165

訪問看護重要事項説明書

予防訪問看護重要事項説明書

1 てらす訪問看護ステーションの概要

(1) 事業者の概要

事業者の名称	リジカーレ 株式会社Risicare
所在地	名古屋市港区畠中二丁目 1107 番地
代表取締役	加藤 大貴
電話番号	052-938-9703

(2) 事業所の概要

事業所の名称	てらす訪問看護ステーション
所在地	名古屋市北区中切町字野間 850 番地の 28 アークハウス中切 3A
介護保険事業所番号	
管理者	神原 照美
電話番号	052-934-7161
サービスを提供する地域	北区・西区・東区・千種区・中区・守山区

※上記以外でもご希望の方はご相談ください。

2 事業の運営方針

ご利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護サービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めていきます。

3 (1) 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 18 時
休日	土曜・日曜・国民の休日・年末年始（12月 29 日～1月 3 日）

4 サービス提供内容

- ① 看護介助行為（利用者様に対して）
 - ・バイタルサインチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定など）
 - ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
 - ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導）
 - ・服薬管理・服薬指導
 - ・心のケア（傾聴、指導的なかかわり方）
- ② 医療的処置行為
 - ・在宅酸素療法管理ケア
 - ・在宅人工呼吸器管理ケア
 - ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
 - ・経鼻管理ケア
 - ・喀痰の吸引・管理
 - ・点滴管理
 - ・排泄管理ケア
- ③ リハビリ援助行為
 - ・拘縮予防・歩行訓練
 - ・認知予防指導（趣味の活用・遊びリハビリテーション）
- ④ 介助者に対して
 - ・介護の方法指導・社会福祉など社会資源の紹介
 - ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介護の工夫・方法など）
 - ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
 - ・介護者の健康相談援助

5 利用料金

（1）利用料金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として単位数（料金表）に地域区分と介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。
ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

（3）自費のサポート

家族への介護サポート、旅行の付き添い、家族の健康チェック・看取りケアに関する指導

30分以内	4300円
30分～1時間以内	8600円
1時間以上～2時間以内	17200円

てらす訪問看護ステーション 料金表

令和7年11月1日

<介護保険適応>

介護保険の場合（1回の訪問看護の基本料金）、地域加算（名古屋市15%）を含みます。自己負担金額は負担割合証の【利用者負担の割合】に記載されている1～3割の金額をお支払いたします。

看護師による訪問

(1回につき)	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
要介護	314単位	471単位	823単位	1128単位
要支援	303単位	451単位	794単位	1090単位

理学療法士等の場合

(1回につき)	20分未満
要介護	294単位
要支援	284単位

その他加算について

項目		金額・単位
夜間早朝・深夜訪問看護加算	夜間（18時～22時）	25%増
	深夜（22時～6時）	50%増
	早朝（6時～8時9	25%増
緊急時訪問看護加算		(1) 600単位/月
特別管理加算Ⅰ		500単位/月
特別管理加算Ⅱ		250単位/月
ターミナルケア加算		2500単位/該当月
初回加算		(1) 350単位/該当月
初回加算		(II) 300単位/該当月

初回加算について

新規の利用者、過去 2 か月間訪問看護の利用がなく新たに訪問看護計画書を作成する利用者、要支援から要介護への区分変更の利用者が対象となります。

その他 交通費は原則無料

衛生材料費（ガーゼ・包帯・手袋・吸引チューブ・テープ）又はおむつなどは原則として甲の負担となります。

死後の処理	10.000 円
当日のキャンセル料	3.000 円

<医療保険適応>

	算定項目	算定費用	各種保険の個人負担割合
基本利用料金	訪問看護管理療養費（I）	1日目：7.440円 2日目：3.000円 以降	
	訪問看護基本療養費（II） 同一日に2人	週3日まで：5550円 週4日以降：6.550円	
	訪問看護基本療養費（II） 同一日に3人	週3日まで：2.780円 週4日以降：3.280円	
	難病複数訪問加算 (同一建物内1人又は2人)	2回/日：4.500円 3回以上/日：8.000円	
	難病複数訪問加算 (同一建物内3人以上)	2回/日：4.000円 3回以上/日：7.200円	
	24時間対応体制加算	1回/月：6.400円	
	特別管理加算I	1回/月：5.000円	
	特別管理加算II	1回/月：2.500円	
	緊急時訪問看護加算	1回/月：2.650円	
	長時間訪問看護加算	1回/週：5.200円	
	複数名訪問看護加算 (同一建物内1人又は2人)	1回/週：4.500円	
	ターミナルケア療養費I	当該月：25.000円	
	ターミナルケア療養費II	当該月：10.000円	
	夜間・早朝訪問看護加算	1回/日：2.100円	
	深夜訪問看護加算	1回/日：4.200円	
	退院時共同指導加算	1回/月：8.000円（月2回まで）	
	特別管理指導加算	1回/月：2.000円（月2回まで）	
	退院支援指導加算	1回/月退院日：6.000円	
	訪問看護情報提供療養費I	1回/月：1.500円	

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が署名の上 1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

甲 住所：

氏名：

署名代行者（代理人）

私は、本人の契約医師を確認し署名代行いたしました。

続柄：

住所：

氏名：

事業者 名古屋市港区畠中二丁目 1107 番地

株式会社 ^{リジカーレ}Risicare

代表取締役 加藤 大貴